

女川原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

1. 日時：令和6年1月13日（土） 14：30～16：30
2. 場所：宮城県女川オフサイトセンター
3. 議題
女川原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
4. 配布資料
 - （1）出席者一覧
 - （2）座席表
 - （3）委員による現地視察及び地元関係者との意見交換について（平成29年11月15日原子力規制委員会開会）

出席者一覧（敬称略）

<原子力規制委員会>

やまなか しんすけ
山中 伸介 委員長
すぎやま ともゆき
杉山 智之 委員

<地元関係者>

むらい よしひろ
村井 嘉浩 宮城県 知事
たかはし しんじ
高橋 伸二 宮城県 県議会議員
すだ よしあき
須田 善明 女川町 町長
さとう りょういち
佐藤 良一 女川町 町議会議員
さいとう まさみ
齋藤 正美 石巻市 市長
あべ たろう
安倍 太郎 石巻市 市議会議員
くまがい もりひろ
熊谷 盛廣 登米市 市長
せき こう
関 孝 登米市 市議会議員
あつみ いわお
渥美 巖 東松島市 市長
おの よしあき
小野 恵章 東松島市 市議会議員
えんどう とくお
遠藤 稊雄 涌谷町 町長
たけなか ひろみつ
竹中 弘光 涌谷町 町議会副議長
あいざわ せいいち
相澤 清一 美里町 町長
すずき ひろみち
鈴木 宏通 美里町 町議会議員
さとう じん
佐藤 仁 南三陸町 町長
ほし きみお
星 喜美男 南三陸町 町議会議員

<東北電力株式会社>

ひぐち こうじろう
樋口 康二郎 取締役社長 社長執行役員
かなざわ さだお
金澤 定男 取締役 常務執行役員 原子力本部長
たかの ひろみつ
高野 広充 取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当
あべ まさのぶ
阿部 正信 執行役員 女川原子力発電所長

<事務局>

おおしま としゆき
大島 俊之 原子力規制庁原子力規制部長
くろかわ よういちろう
黒川 陽一郎 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長
にった あきら
新田 晃 原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長
なかぎり ゆうこ
中桐 裕子 原子力規制庁長官官房総務課広報室長
かわのう えひろふみ
川ノ上 浩文 原子力規制庁女川原子力規制事務所長

座席表

報道カメラ

記者席→

音響・カメラ等操作卓

とうほくでんりょく
東北電力(株)
かなざわ
金澤取締役
原子力本部長

とうほくでんりょく
東北電力(株)
ひぐち
樋口取締役社長

とうほくでんりょく
東北電力(株)
たかの
高野取締役副社長

とめし
登米市
せき
關市議会議長

みなみさんりくちょう
南三陸町
ほし
星町議会議長

とうほくでんりょく
東北電力(株)
あべ
阿部女川原子力発電所長

とめし くまがい
登米市 熊谷市長

みなみさんりくちょう さとう
南三陸町 佐藤町長

みさとまち
美里町
すずき
鈴木町議会議長

いしのまきし あべ
石巻市 安倍市議会議長

いしのまきし さいとう
石巻市 齋藤市長

みさとまち あいざわ
美里町 相澤町長

おながわちよう
女川町
さとう
佐藤町議会議長

わくやちよう
涌谷町
たけなか
竹中町議会副議長

おながわちよう すだ
女川町 須田町長

わくやちよう えんどう
涌谷町 遠藤町長

みやぎけん
宮城県
たかはし
高橋議会議長

ひがしまつしまし
東松島市
おの
小野市議会議長

みやぎけん むらい
宮城県 村井知事

ひがしまつしまし あつみ
東松島市 渥美市長



杉山委員



山中委員長



川ノ上所長



委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成 29 年 11 月 15 日
原子力規制委員会

平成 29 年 11 月 1 日の第 47 回原子力規制委員会における議論（原子力規制委員会 5 年間の振り返りについて）を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

2. 対象施設

新規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

3. 意見交換の形式

- ① 現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。
- ② 地元関係者としては、UPZ 圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加 1 名までの参加を募ることとする。

4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月 1 回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。